

石川県公報

平成30年1月12日
第13070号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	公 告
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 1	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) 4
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同) 4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同) 2	○都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告 (都市計画課) 5
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 5
○青少年に有害な図書等の指定 (同) 2	
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 3	

告 示

石川県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
たくだ皮ふ科クリニック	輪島市宅田町九字23番1	平成29年11月1日
テラス訪問看護ステーション	白山市水島町345	〃

石川県告示第6号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
たくだ皮ふ科クリニック	輪島市宅田町九字23番1	平成29年11月1日
テラス訪問看護ステーション	白山市水島町345	〃

石川県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
グランファルマ株式会 社	金沢市本町1-5-2 リファーレ18F	押野あおぞら薬局	野々市市押野6丁目174	平成29年 8月31日

石川県告示第8号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
グランファルマ株式会 社	金沢市本町1-5-2 リファーレ18F	押野あおぞら薬局	野々市市押野6丁目174	平成29年 8月31日

石川県告示第9号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	痴漢電車 変態の夢と現実	オ ー ピ ー 映 画
〃	あゝ、荒野 後篇 [R18+バージョン]	ス タ ー サ ン ズ
〃	あゝ、荒野 前篇 [R18+バージョン]	〃
〃	スペルマードー 嵐を呼ぶエクスタシー	オ ー ピ ー 映 画
〃	娼年	フ ェ ン ト ム ・ フ ィ ル ム
〃	痴漢電車 淫らな手ほどき	新 東 宝 映 画
〃	スキャンダル（原題）UNTOLD SCANDAL	ハ ー ク（韓 国）
〃	エンドレス・ポエトリー （原題）POESÍA SIN FIN (ENDLESS POETRY)	ア ッ プ リ ン ク （フランス、チリ、日本）

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年1月12日

石川県告示第10号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年2月号 (04333-02)	(株)オネスト金沢支社
〃	NaiNaiプレス北陸 2018年2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年1月12日

石川県告示第11号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があつたものと認める。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

ななか第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

七尾市能登島鰻目町55部17番地 鰻目大敷網株式会社
七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地 木戸 信裕

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区（能登島鰻目町及び能登島八ヶ崎町の区域に限る。）

(3) 区分

大型定置漁業（小型定置漁業を併せ営む漁業を含む。）

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成29年12月1日

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

公告日 平成29年8月22日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市
意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年1月12日から同年2月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成29年8月22日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市
意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年1月12日から同年2月13日まで

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀三湖土地改良区	平成29年12月27日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年1月15日から同年2月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中・大坊地区	県営ほ場整備事業 （面的集積型）	県営土地改良事業変更計画書の 写し	珠洲市産業振興課

都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告

都市計画法に基づく公聴会の開催公告（平成29年12月12日付け石川県公報第13063号登載）による公聴会は、公述の申出がなかったため、開催しない。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画下水道 （浅野処理区、西部処理区、臨海処理区）	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

